

マクセル社に対する消費者庁からの措置命令に関する弊社コメント

去る、2021年7月28日マクセル社が製造、販売する家庭用オゾン発生器に対し、消費者庁から措置命令が発令されました。一部メディアにおいて「コロナに効く根拠はない」との報道がされましたが、マクセル社は大学と共同で新型コロナウイルス不活化を実証しており、「コロナに効く根拠はない」との報道は、消費者庁の指摘の一部だけを切り取ったもので、事実が正しく伝えられていません。

本件の詳細は、マクセル社が示している新型コロナウイルス不活化に関する根拠は実験室の狭い空間で行われたものであり、実使用空間と同じ広さでの実証がなければ、20畳での効果をうたうことは不適切であるというものです。

しかしながらマクセル社は、

①実験可能な狭い空間で、低濃度オゾンによって新型コロナウイルスを不活化

②対象商品を20畳の空間で使用した場合、空間内のオゾン濃度は実験と同じ濃度となる

を実証しており、この2つを根拠に、20畳でも新型コロナウイルスの不活化が可能であることを示しています。^{*1} このように、オゾン濃度や接触時間の条件を同一にすることで、実験室での結果を実空間に適用することは、新型コロナウイルスのように実使用空間と同じ広さで実験することが不可能な場合において、これまでもオゾン機器に限らず、空気清浄機でも用いられてきた考え方であります。オゾンは、濃度と接触時間の積が同じなら、同じ不活化（除菌）効果が得られるため、このような考えは十分に妥当性があると考えておりますし、日本オゾン協会も認めているものです。^{*2}

^{*1} マクセル社ニュースリリース

https://ssl4.eir-parts.net/doc/6810/ir_material20/165945/00.pdf

^{*2} 日本オゾン協会見解

http://www.j-ozone.org/common/files/top_ozone_conditions_202107.pdf

上記の考え方が消費者庁に認められなかったことは弊社としても大変遺憾です。今後は、専門家の先生や業界団体とも連携しながら、実験室での結果を実使用空間に適用することの妥当性を行政機関に認めてもらえるよう検証を重ねる所存です。

2021年7月30日
オーニット株式会社